**申請等の手続で**

**困ったら・・・**

**行政手続制度について**

どのような基準で許可

されるんやろう？

いろいろな指導を

受けたんやけど・・・



**(c)2014 大阪府もずやん**



**Q１**　申請はしたのですが、どのような基準で許可になる

　　　のか分かりません。



　　　　　　**A1**　許可等の審査基準は、原則として、公にしています。

申請等の窓口で聞いてみてください。

**Q２**　窓口の職員から「これでは無理です」と言われ、審査

もしてもらえずに、申請書を返されたのですが。

　　　　　　**A２**　行政庁は、申請書の記載事項に不備等があっても、受け付けないということはできません。そのような場合、　遅滞なく審査を開始するように求めることができます。



**Q３**　いつごろ許可が下りるのか知りたいのですが。

**A３**　行政庁は、標準処理期間を定めるように努めること



また、申請等の結論の出る時期の見通しを示すように

努めることとされていますので、申請等の窓口で聞いて

ください。

**（※）標準処理期間は、目安ですので、この期間内に**

**必ず結論が出るとは限りません。**

１

　　Q４　行政からいろいろな指導を受けたのですが、

必ず従わないといけないのでしょうか。

　　　　　A４　その指導が、行政指導かどうか、聞いてみてください。



　行政指導は、必ず従わなければならない義務はありません。（※）行政指導を行う者は、その行政指導の趣旨、内容、責

　　　　　任者等を明確に示すこととされています。

　　Q５　口頭で行政指導を受けたのですが、その内容を

書面でもらえないのでしょうか。



　　　　　A５　「行政指導の内容を書面でください」と求めることができ

　　　　　　　 ます。行政指導を行う者は、原則として、書面を交付しなければなりません。

　　Q６　法令違反行為があったということで、是正するよう

に行政指導を受けましたが、違反の事実はなく、行

政指導を中止してほしいのですが。



　　　　　A６　そのような場合、行政指導をした行政機関に対し、行政指導の中止を求める申出書を提出することができます。

　　　　 　　　申出書の記載事項は、３ページをご覧ください。

２

**行政手続の基礎知識**

・行政手続法　…　原則として、法令に基づいて行われる申請に対する処分、不利益処分及び届出に適用されます。

・大阪府行政手続条例　…　大阪府の条例等に基づく処分及び届出並びに大阪府の機関が

　　　　　　　　　　　　行う行政指導に適用されます。

・申請　…　許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める

　　　　　行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされてい

　　　　　るものをいいます。

・不利益処分　…　行政庁が法令や条例等に基づき、特定の者に対して、直接に、これに

義務を課し、又はその権利を制限する処分をいいます。

・行政指導　…　行政機関が特定の者に一定の行為を行うように（又は行わないように）

求める行為（指導、勧告、助言など）で処分に該当しないものをいいます。

・届出　…　行政庁に対して一定の事項を通知する行為（申請を除きます。）で、法令や条

例等によりその通知が義務付けられているものをいいます。

　**不利益処分と届出について**

・ 不利益処分（許可の取消し、営業停止命令、改善命令など）をするかどうか等の具体的

　な基準（処分基準）について、公表されているものもあります。

・ 届出は、法令に定める形式要件を満たしているものが、提出先の機関に届いたときは、

　届出の義務は果たされたことになります。

　**審査基準等の検索**

審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針は、大阪府のホームページ「審査基準等検索」でも検索できます。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o040010/houbun/sinsakijun/index.html>

　**行政指導の中止等の求めに係る申出書の記載事項**

１　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

２　当該行政指導の内容

３　当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

４　前号の条項に規定する要件

５　当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

６　前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

（※　行政指導が、その相手方について意見陳述を経てされたものであるときは、行政

指導の中止等の求めはできません。（大阪府行政手続条例第35条））

**問い合わせ先**

**申請や届出などでわからないことがあれば、窓口の担当課にお問い合わせください。**



総務部法務課法規グループ　　平成29年９月作成（平成31年１月イラスト表記変更）

〒540-8570　大阪府大阪市中央区大手前２丁目

TEL 06-6944-6109(直通)

３